

平成 18 年 1 月

キャッシュカードをご利用のお客様へ

成協信用組合

キャッシュカードを安全にご利用いただくために

最近、偽造・盗難キャッシュカードにより預金が不正に引出される被害が増えています。

被害を未然に防ぐため、キャッシュカードや暗証番号の管理には十分ご注意ください。

偽造キャッシュカードを用いて預金が不正に引出された被害の 6 割弱のケースで類推されやすい暗証番号を使用していたという調査結果もあります。

キャッシュカードをご使用のお客様で類推されやすい暗証番号 を使用されているお客様はできるだけ早く暗証番号の変更手続きをしてください。

類推されやすい暗証番号

例) 生年月日、自宅の電話番号・番地、勤務先の電話番号・番地、自動車等のナンバー等。

【暗証番号の変更手続】

当組合の取引店にご相談ください。また、A T Mでも簡単にキャッシュカードの暗証番号の変更手続ができますのでご利用ください。

【キャッシュカード紛失・盗難時の緊急連絡先】

万一、キャッシュカードが盗難・紛失にあった場合には、下記緊急連絡先までご連絡ください。また、キャッシュカードの盗難・偽造被害に遭われた際には、最寄りの警察にも届出てください。

キャッシュカード紛失・盗難時の緊急連絡先

受付日	受付時間帯	連絡先電話番号	連絡先名称
平日	午前 7 時～午前 8 時 30 分	0120 - 50 - 2525	信組 A T Mセンター
	午前 8 時 30 分～午後 5 時	各お取引店電話番号	各お取引店
	午後 5 時～午後 10 時	0120 - 50 - 2525	信組 A T Mセンター
土曜日 日曜日 祝日	午前 8 時～午後 8 時	0120 - 50 - 2525	信組 A T Mセンター

偽造・盗難キャッシュカード被害への補償対応について

成協信用組合では、平成 18 年 2 月 10 日より施行される「偽造カード等および盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(以下「預金者保護法」という。)により、当組合のカード規定を「預金者保護法」を踏まえた内容に改正し、平成 18 年 2 月 1 日以降に発生した「偽造・盗難キャッシュカード被害」については、改正後の「カード規定」に基づき被害補償を開始いたします。

『カード規定』改正のポイント

1. 偽造カード等による払戻し等

個人のお客様の偽造カード被害につきましては、ご本人の故意による場合あるいは重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、払戻しそのものが無効である旨、規定に明記いたしました。

なお、補償に際しては、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査にご協力いただく必要があります。

2. 盗難カードによる払戻し等

個人のお客様の盗難カード被害につきましては、カードの盗難に気づいたら速やかに当組合に通知していただくこと、当組合の調査に対し、ご本人より十分な説明を行っていただくこと、警察署に被害届をご提出いただくこと、を前提に原則、通知があった日から 30 日前の日以降になされた払戻しについて補償いたします。

なお、ご本人に過失があることを当組合が証明した場合の補償額は 4 分の 3 となります。ただし、これらはカード盗難から 2 年を経過する日後に通知をいただいた場合には適用されません。更に、ご本人に重大な過失がある場合、ご本人の配偶者、二親等以内の親族、その他同居人または家事使用人によって行われた場合、またはご本人が被害状況の説明において重要な事項について偽りの説明を行った場合には被害補償の対象とはなりませんのでご留意願います。

カード被害の補償ルール(概要)

紛失	重大な過失	過失	過失なし
補償の対象外	(1)他人に暗証番号を知らせた場合 (2)暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合 (3)他人にキャッシュカードを渡した場合 (4)その他(1)から(3)と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合	(1)生年月日、電話番号、自動車のナンバーなどを暗証番号にし、番号を推測できる免許証・保険証などと一緒カードを保管していた場合 (2)カードの暗証番号を取引以外で使用していた場合 (3)カードを自動車内に放置していた場合	全額補償
	偽造・盗難とも補償なし	偽造は全額、盗難は 75% 補償	

なお、お客様の「重大な過失」または「過失」となりうる場合の事例については、【別紙】をご参照ください。

重大な過失または過失となりうる場合

1. 本人の重大な過失となりうる場合

本人の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合で、典型的な事例は以下のとおりです。

- (1) 他人に暗証番号を知らせた場合
- (2) 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3) 他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4) その他(1)から(3)と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対して暗証番号を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2. 本人の過失となりうる場合

本人の過失となりうる場合の事例は以下のとおりです。

- (1) 次の または に該当する場合
当組合から生年月日などの類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたるお願いをしたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類など(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合
暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合
- (2) 次の のいずれかに該当し、かつ、 のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生した場合
暗証番号の管理
ア 当組合から生年月日などの類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたるお願いをしたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
イ 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当組合の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合
キャッシュカードの管理
ア キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
イ 酪ていなどにより通常の注意義務をはたせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合
- (3) その他(1)(2)と同程度の注意義務違反があると認められる場合